

各介護サービス事業所 管理者 様

大分県福祉保健部高齢者福祉課長

緊急事態宣言を受けた介護サービス事業所（通所・短期入所）における  
対応について（依頼）

本県の高齢者福祉の推進につきましては、平素からご理解、ご協力をいただき、御礼申し上げます。

さて、昨日、国の基本的対処方針において、全都道府県が足並みをそろえて感染拡大防止の取組が行われることが必要であることから、全ての都道府県について緊急事態措置を実施すべき区域とすることが決定されました。

同方針では、介護老人福祉施設について、高齢者の生活に不可欠な業務を行うものであり、緊急事態宣言時においても事業の継続が求められているところです。引き続き、「3つの密」を避けるなど、感染防止対策を徹底のうえ、事業を継続いただくようお願いいたします。

また、本県においても、感染経路が不明な患者が増加しています。今後、貴事業所において、感染拡大防止のため、やむを得ず、事業の縮小や自主休業等を実施する場合には、支援が必要な高齢者への継続したサービスを確保する観点から、下記にご留意いただくようお願いいたします。

#### 記

##### 1 事業の縮小を行う場合

利用者について、個々のサービスの必要性を十分に検討し、また、利用者やその家族に丁寧な説明を行うこと。

##### 2 自主休業を行う場合

期間を設定し、その間、利用者に必要なサービスが確保されるよう、居宅介護支援事業所等と連携し、訪問サービス等の適切な代替サービスの調整を図ること。

また、その提供にあたっては、利用者やその家族に丁寧な説明を行うこと。

##### 3 1又は2のいずれの場合も、県（地域密着型サービス事業所においては市町村）に、 予め、報告をお願いしたいこと。

[担当] 介護サービス事業班 梶原、中村

TEL (097) 506-2682

kourei-kaigoservice@pref.oita.jp

## 【参考】

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和2年4月16日変更)

<https://corona.go.jp/>

(別添) 緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者

以下事業者等については、「三つの密」を避けるための取組を講じていただきつつ、事業の継続を求める。

### 2. 支援が必要な方々の保護の継続

- ・高齢者、障害者など特に支援が必要な方々の居住や支援に関するすべての関係者（生活支援関係事業者）の事業継続を要請する。
- ・生活支援関係事業者には、介護老人福祉施設、障害者支援施設等の運営関係者のほか、施設入所者への食事提供など、高齢者、障害者などが生活する上で必要な物資・サービスに関わるすべての製造業、サービス業を含む。